教育課程等特例認定大学等としての認定に係る審査結果について

資料２

制度概要

一定の要件を満たす高専が先導的な取組を行うため、学科等の教育活動を単位として申請計画書等を文部科学大臣へ提出し、有識者会議等において要件の適合性を確認した上で所定の認定基準に適合すると認められた場合、文部科学大臣が当該高専を認定することにより、教育課程等の特例が適用され、当該高専の学科等において、**当該申請計画書で記載される高専設置基準の規定（特例対象規定※）によらない当該申請計画書に基づく教育活動が可能**となる制度。

東京工業高等専門学校からの申請・認定について

（1）申請内容等

○　高専については、履修単位※1又は学修単位※2の単位計算がなされており、このうち学修単位については、**高専設置基準において算定が60単位までと制限**。

○　東京工業高等専門学校においては、PBL（課題解決型学習）を通じた実践的教育を進めるため、**60単位の上限を83単位まで緩和する特例について申請があったもの。**

※1 30単位時間（1単位時間は、標準50分）の履修を1単位として計算するもの（高専設置基準第17条第3項）
※2 授業時間以外に必要な学修を考慮し、1単位の授業科目を45時間の履修を1単位と計算するもの（高専設置基準第17条第4項）

（2）申請結果

○　審査委員会において、先導的な取り組みであり、PBLを通じた実践的教育を通じて、専門的な様々な知識・技能を身に着けるとともに、課題発見・解決能力などを育成することは、高専の教育と合致することから、**特例制度の活用は適当と判断（高専としては認定第1号）**。

○　本特例の認定後、**令和9年度から実施予定**。

令和8年10月28日中央教育審議会
大学分科会(第193回)承認

令和８年 10 月 14 日

中央教育審議会大学分科会長　殿

中央教育審議会大学分科会
教育課程等特例制度（高等専門学校）運営委員会

教育課程等特例認定大学等としての認定に係る審査結果について（報告）

令和８年４月 30 日付けで申請のあった、高等専門学校設置基準第 28 条に規定される教育課程等特例認定大学等としての認定に係る申請について、審査を行った結果、以下のとおり結論を得ましたので報告します。

１．申請について

【申請者】東京工業高等専門学校

【特例対象規定】高等専門学校設置基準第 17 条第５項

> （教育課程の編成）
> 第十七条
> ５　前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、六十単位を超えないものとする。

【申請内容】別紙「取組概要図」　参照

【実施予定期間】令和９年４月～令和 19 年３月

２．審査の主な経過

年月日	経過
令和８年 10 月２日	第１回教育課程等特例制度（高等専門学校）運営委員会 ・申請大学から申請内容等について説明。
令和８年 10 月 13 日	第２回教育課程等特例制度（高等専門学校）運営委員会 ・申請内容の審査実施。

３．審査結果

本委員会での審査の結果、東京工業高等専門学校からの申請について、教育課程等特例認定大学等の認定に関する規程（文部科学省告示第百三十一号）第１条で定める認定の基準を満たしていると認める。ついては、別添１の認定期間と留意事項を付した上で、教育課程等特例認定大学等として認定することが適当である。

東京工業高等専門学校の認定及び附帯条件について

認定期間

申請計画書の実施予定期間を踏まえ、「令和９年４月～令和 19 年３月」を認定期間とする。

留意事項

・　PBL（課題解決型学習）の実施にあたっては、全ての学生が主体的に学修し、その成果について適切な形で検証が可能となるよう、評価方法の工夫に努めること。

・　学修単位による授業科目の増加にあたって、教育の質の確保に留意しつつ、学生及び教職員の負担について考慮すること。

東京工業高等専門学校　教育課程等に係る特例申請の概要

取組概要図

高専教育の特徴

・中学校卒業者を受け入れ、実験、実習を重視した実践的教育を行う5年制の高等教育機関
・一般教育と専門教育を有機的に組み合わせたくさび型教育

東京高専の改組

・学科の壁をなくし1学科、１専攻科制に
・屋根瓦式で切れ目ない実践的教育を実現
・サイバーとフィジカルの融合が進む時代のイノベーターを養成する、本科4年からの本科・専攻科一貫教育プログラムを新設
・

東京高専の特徴

・機械、電気、電子、情報、物質の５学科制
・全4・5年生の必修の「社会実装プロジェクト」
・全国の高専生対象のコンテスト形式による「社会実装教育フォーラム」を主催



【特例対象の規定】

高等専門学校設置基準第１７条第５項

第十七条　（略）
2　（略）
3　各授業科目の単位数は、三十単位時間（一単位時間は、標準五十分とする。第七項において同じ。）の履修を一単位として計算するものとする。
4　前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算することができる。
5　前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、六十単位を超えないものとする。

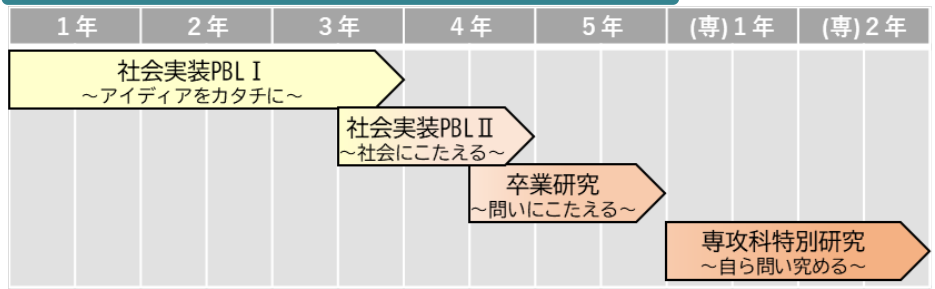
※学生の学修時間が過多にならないよう学修時間のめやすに基づく履修科目登録上限を設ける

上限を卒業要件167単位の２分の１以内の83単位に

大学レベルの講義科目に加え、全学年のPBL・研究科目を学修単位科目に

屋根瓦式で切れ目ない実践的教育

・１年を超えるPBL・研究科目群を重層的に配置し、科目を超えた探究の深化、異学年間の刺激による探究の加速を推進



全学的な教学マネジメント

・テーマもプロセスも学修者が選択するPBL・研究科目を、全学年共通の方法で取り組める
・PBL等と関連深い汎用的能力に係る標準のルーブリックで達成度を継続的に評価できる

ディプロマ・ポリシーの達成を保証

・全学年を通じて知識を活用・統合する”Just-in-Time Learning”で、切れ目なく学生の成長を評価し、ディプロマ・ポリシーに定める定める学修目標の達成を担保

